

機械設備の導入をサポートします！

機械類貸与制度のご案内

事業活動に必要な機械・設備を、公社が企業に代わって購入し、元金据置・固定金利等、様々な優遇措置を講じて、企業に機械・設備を貸与する制度です

メリット
1

貸与期間は最長10年！

※耐用年数に応じて決定します

メリット
2

元金据え置き最長1年！

※資金繰り状況に応じて、1年、6か月、据え置き無しから選択できます

メリット
3

固定金利で返済しやすい！

※1.7%～2.1%（基準金利1.9%）

メリット
4

信用保証協会の保証不要！

※不動産担保も原則不要（審査あり）

対象者：県内に主たる事業所を有する中小企業（原則1年以上の業歴を有する者）

対象となる機械設備： 自社で使用する新品の機械等

- ・金額 300万円～8,000万円（特認制度により1億円まで増額可能）
- ・構築物や機械の設置費用は含まれません
- ・対象外となる機械等設備もありますので、詳しくはお問い合わせください



公益財団法人

沖縄県産業振興公社

Okinawa Industry Promotion Public Corporation

公益財団法人沖縄県産業振興公社

経営支援部 経営支援課（機械類貸与事業担当）

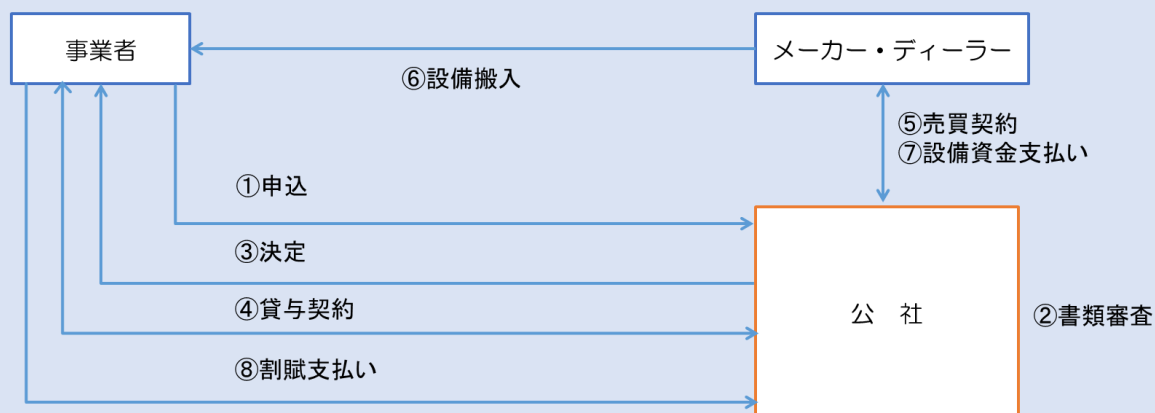
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4F

TEL：098-859-6237 FAX：098-859-6233 E-Mail：taiyo@okinawa-ric.or.jp





ご利用の流れ



<注意事項>

※補助金・助成金の対象となっている設備・機械は対象外になります
検討している設備・機械が対象か、早めにお問い合わせください
また、許可が必要な場合は、申込時点で得られていることが条件となります。

貸与条件（割賦販売）

金利	1. 7%～2. 1%（基準金利1. 9%） ※財務状況等により金利が異なります
融資期間	10年以内（元金据置1年以内）
保証人	個人事業主：原則1名以上 法人：原則代表者 ※財務状況等によっては、保証人の追加を求める場合があります
保証金	契約金額の5%（原則、最終年の元金と利息に充当します）
その他必要経費	機械設備にかかる各種税金・損害保険等の保険料 ※貸与期間中は、所有権は公社にありますが、使用者は貸与を受ける企業のため、固定資産税や自動車税等は企業負担となります
所有権等	完済までは公社が所有権者ですが、完済と同時に所有権は貸与企業に移ります

ご相談時に必要な書類

- ①直近3か年分の決算書（勘定科目内訳明細書、製造原価計算書含む）
 - ②導入したい機械設備の見積書とカタログ
 - ③借入金返済予定表
 - ④直近試算表
- ※申込時には、別途必要書類がございます。また、貸与決定にあたりヒアリングに1か月～2ヶ月を要しますので、早めにご相談ください。

まずはお気軽にお電話を

▶☎098-859-6237（機械類貸与事業担当）まで